

三、檢見、減免の交渉は一度組合員個人別々地主にあたりて見事  
 しかし、これに對するに地主側は檢見には地主協會で檢見委員を送るが地主直  
 接に顔を見せぬ、減額交渉したものは何等も地主協會に一任してあるの  
 とにやなくはぬつた。小作人側はこれにも拘りか何等次の対策をたてず、  
 地主側の攻勢を緩急に迎へたのである。  
 曰高地主協會は前回の争議の敗北を取り返さうと急速に起ち上った。しかも  
 昭和七年度納入期に於ける交渉が小作人から充分になされなかつたので三月  
 に入るや十一町歩にわたる立禁を以て争議の火蓋を切つて来た。

三、争議の経過

(一) 第一回立入禁止

三月八日曰高地主協會は谷口支部を中心に、西内原、小松原、吉田、四支部  
 に的を射し、十一丁歩の立入禁止仮処分を執行した。仮処分申請の理由は、昭  
 和七年の解決條項に依る分は大半履行されてゐるので

一、昭和七年度小作料不納

二、台有権の移動防止のため

の二項を以てしてゐる。台有権の移動 即小作権の讓渡、貸は志願した  
 てはしきりに今日まで行はれて来たやうだ。

曰高地區協議会は直ちに支部長會議を召集し、一否請停に出して立禁防止の  
 手段に出でやうとしたが、谷口支部だけが強硬に之に反対したため遂に突  
 行されずに終つた。

(二) 第三回立入禁止執行まで

小作人側には何等の対策なく、曰高地主協會は四月七日、四月十三日、二回  
 にわたつて立入禁止を執行。之れと第四回目、即ち四月二十六日に執行す  
 る立入禁止執行地を合せると次の通りである。

- 谷口支部 十一丁歩
- 財部支部 五反歩
- 小松原支部 三丁歩
- 吉田支部 四丁歩
- 西内原支部 六丁歩
- 西島安支部 四反歩
- 計 二十五丁九反歩

(三) 谷口支部暴行事件

四月二十六日午前八時、折からの暴風雨を衝いて第四回立入禁止が谷口支  
 部に執行された。その時、執達吏小松原の二氏は地主玉井幸太郎氏所有  
 の田に建てた立入禁止の制札を誤つて小作人稲垣留吉氏の自作田に建てた。  
 此の誤つて建てた制札を抜きかへて謝罪せよ、誤つてゐない、から争と